

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年4月8日
【会社名】	ヤマハ発動機株式会社
【英訳名】	Yamaha Motor Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 設楽元文
【本店の所在の場所】	静岡県磐田市新貝2500番地
【電話番号】	(0538)32-1122
【事務連絡者氏名】	経営統制部長 牧野敬一郎
【最寄りの連絡場所】	ヤマハ発動機株式会社 経営戦略本部 経営統制部 静岡県磐田市新貝2500番地
【電話番号】	(0538)32-1122
【事務連絡者氏名】	経営統制部 池向剛
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 264,252,366円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2026年3月25日付で提出いたしました有価証券届出書及び2026年3月27日付で提出いたしました有価証券届出書の訂正届出書について、2026年4月8日付で有価証券報告書の訂正報告書を提出したことに伴い、当該有価証券報告書の訂正報告書を参照書類に追加し、必要な修正をするため、本有価証券届出書の訂正届出書を提出するものではありません。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

2 株式募集の方法及び条件

(2) 募集の条件

第三部 参照情報

第1 参照書類

第2 参照書類の補完情報

3 【訂正箇所】

訂正箇所は下線で示しております。

第一部 【証券情報】

第 1 【募集要項】

2 【株式募集の方法及び条件】

(2) 【募集の条件】

(訂正前)

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
1,098		1株	2026年4月12日 ～2026年4月23日		2026年4月24日

- (注) 1. 「第1(募集要項)1(新規発行株式)(注)1.募集の目的及び理由」に記載の、本制度に基づき対象取締役等に割り当てる方法によるものとし、一般募集は行いません。
2. 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
3. 本自己株式処分は、本制度に基づく第91期事業年度(2025年1月1日～2025年12月31日)を役員提供期間とし、当社の第89期事業年度(2023年1月1日～2023年12月31日)から第91期事業年度(2025年1月1日～2025年12月31日)を業績評価期間とする業績連動型譲渡制限付株式報酬として支給された金銭債権を出資財産とする現物出資により行われるため、金銭による払込みはありません。
4. 対象取締役等から全部又は一部の申込みがない場合には、当該申込みがなされなかった株式に係る割当を受ける権利は消滅いたします。

(訂正後)

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
1,098		1株	2026年4月14日 ～2026年4月23日		2026年4月24日

- (注) 1. 「第1(募集要項)1(新規発行株式)(注)1.募集の目的及び理由」に記載の、本制度に基づき対象取締役等に割り当てる方法によるものとし、一般募集は行いません。
2. 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
3. 本自己株式処分は、本制度に基づく第91期事業年度(2025年1月1日～2025年12月31日)を役員提供期間とし、当社の第89期事業年度(2023年1月1日～2023年12月31日)から第91期事業年度(2025年1月1日～2025年12月31日)を業績評価期間とする業績連動型譲渡制限付株式報酬として支給された金銭債権を出資財産とする現物出資により行われるため、金銭による払込みはありません。
4. 対象取締役等から全部又は一部の申込みがない場合には、当該申込みがなされなかった株式に係る割当を受ける権利は消滅いたします。

第三部 【参照情報】

(訂正前)

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第91期(自2025年1月1日 至2025年12月31日) 2026年3月23日関東財務局長に提出

2 【半期報告書】

該当事項はありません。

3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2026年3月27日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2026年3月27日に関東財務局長に提出

4 【訂正報告書】

該当事項はありません。

第2 【参照書類の補完情報】

参照書類としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2026年3月27日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2026年3月27日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

(訂正後)

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第91期(自2025年1月1日 至2025年12月31日) 2026年3月23日関東財務局長に提出

2 【半期報告書】

該当事項はありません。

3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2026年4月8日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2026年3月27日に関東財務局長に提出

4 【訂正報告書】

訂正報告書(1の有価証券報告書の訂正報告書)を2026年4月8日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

参照書類としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2026年4月8日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2026年4月8日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。